児童措置（施設入所・里親委託）証明書

次の児童について，児童福祉法第２７条第１項第３号の規定に基づき，下記のとおり措置していることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 措置先 |  |
| 措置先施設住所 |  |
| 措置(入所)年月日 | 令和　　年　　月　日 |
| 法定代理人の協力を得られない理由 | （例）保護者からの不適切な養育があり、家庭環境調整に時間を要するため児童養護施設に措置しており、マイナンバーカード取得のために保護者が手続きを行うことが困難であるため。 |

令和　　年　　月　　日

仙台市児童相談所長

住所　仙台市青葉区東照宮1丁目18-1

電話 022-219-5111

担当　仙台市児童相談所

　　　相談指導課児童施設係　加藤森